

提出された意見等の概要とこれに対する県の考え方

案 件 名：歯及び口腔の健康づくり推進条例(仮称)(骨子案)

意見募集期間：令和3年12月24日～令和4年1月17日

意見等の提出件数：35件(11人)

県の考え方の標記について

【意見を反映】・・・意見等を反映したもの(3件)

【原案の趣旨に合致】・・・意見等の内容が既に記載されているもの(3件)

【今後の取組の参考】・・・今後、歯及び口腔の健康づくり施策を推進する上で参考とするもの(23件)

【その他】・・・条例中に記載はないものの、本県の施策で対応済み(3件)

番号	項目等	意見等の概要	件数	県の考え方
1	第5条 歯科医関係者の責務	昼間に働いている県民が、歯科医療を受けられるように、平日の夜や休日など、診療時間に配慮して欲しい。それを、歯科医療機関に伝えて欲しいです。	1	【今後の取組の参考】 ご意見については、情報を共有するため、関係団体等にお伝えし、今後の参考とさせていただきます。
2		歯科医療関係者から教育保育関係者、福祉関係者、食育関係者への口腔保健の啓発教育は第5条2項に含まれますか。 上記3者への歯科保健のアップデート、情報共有が重要と感じました。	1	【意見を反映】 いただいたご意見を参考に、歯科医療関係者から教育保育関係者、福祉関係者、食育関係者への口腔保健の啓発教育は、第5条1項に「知識の普及啓発」を加筆します。
3	第8条	歯と口腔の健康づくりを積極的に取り組むよう普及啓発のための月間を設定されるとのこと。大変よい取り組みだと思います。普及啓発の月間や週間について、他府県は雑則に位置づけられています。兵庫県は違うところに位置づけられています。何か理由はあるのでしょうか。他府県と同様にされてはいかがでしょうか？	1	【意見を反映】 いただいたご意見を参考に、他府県の条例も参考にさせていただき、法制的にも雑則に規定するのが妥当と考えますので、17条雑則に修正いたします。
4	第8条	第8条第4項について、「喫煙」とあるのを「喫煙及び受動喫煙」に変更されたい。受動喫煙でも口腔への悪影響がある。例えば親から受動喫煙を受けている児童の歯茎は黒ずむなどの影響がある。	1	【原案の趣旨に合致】 「喫煙」の文言には「喫煙及び受動喫煙」を含んでおります。 いただいたご意見を参考に、今後の施策で喫煙及び受動喫煙による歯と口腔の健康への悪影響の防止に取り組んで参ります。
5		無料健診を40歳以下にも拡張す	1	【今後の取組の参考】

		る等、若年層にも意識を持たせるべき		第11条2項に「定期的な歯科健診」について記載しており、青年期及び成人期への意識付けが必要です。 また、若年層を含むすべての年代に歯科健診が必要なので、第7条2項や第8条2項「かかりつけ歯科医を持つこと」「定期的な歯科健診の受診及び必要に応じた保健指導を受けることの促進」とし、生涯にわたる歯と口腔の健康づくりとして推進していきたいと考えます。
6	第8～14条	具体的な施策となった場合に、本当に現場にいるものが運用しやすい状態になっているかどうか問題です。県民が利用しやすい実行しやすい具体案を期待しています。	2	【今後の取組の参考】 ご意見については、今後の施策推進の参考とさせていただきます。 現場の方が運用しやすく、県民が利用しやすいものになるよう「健康づくり推進プラン」や今後策定する「健康づくり推進実施計画」に具体的な施策を盛り込んで参ります。
7		もう少し具体的な口腔ケアの重要性の高まりとなる根拠をはさんでいただくと、よりこの条例の重要性がダイレクトに伝わるかと感じました。		
8	第9条	妊活前の歯科受診が大事かと思えます。妊産婦になるとレントゲン、投薬困難となるのですが、そういう事を知らず受診され、早く受診しとけばよかったとなる方もあるため、妊活前の歯科健診のアピールとかいかがでしょうか。	1	【今後の取組の参考】 妊娠前の青年期やその親世代を含むすべての年代に必要な知識であるので、第8条2項「かかりつけ歯科医を持つこと、定期的な歯科健診の受診及び必要に応じた保健指導を受けることの促進」により、ライフステージに応じた特徴も踏まえながら歯と口腔の健康づくりとして推進していきたいと考えます。
9		「乳児」はこの項目に含まれますか。	1	【意見を反映】 いただいたご意見を参考に、乳児は9条に記載しておりましたが、妊産婦を介した乳児への対策を9条、乳児を含む乳幼児への対策を10条で整理することとし、10条の「幼児期」を「乳幼児期」と修正して記載しました。 産まれる前の妊娠期から胎児、乳幼児期への歯科保健対策について、切れ目なく推進して参りたいと考えま

				す。
10	その他	昨今、少子化とはいえ予防の大元となる妊産婦・乳幼児からの関わりは重要で、歯科の取り組みが虐待の予防や早期発見につながる、そんなしくみ作りにも発展できればと願います。	1	<p>【今後の取組の参考】</p> <p>児童虐待の早期発見と対応に向けた歯科からの支援の推進については、第16条「その他歯と口腔の健康づくり」に含んでおりますが「健康づくり推進プラン」や今後策定する「健康づくり推進実施計画」に具体的な施策を盛り込めるようご意見を参考に致します。</p>
11	第10条	乳歯は永久歯に1回きり交換するだけです。しかもその交換が小学生の時期で、本人も家族もまだ十分に永久歯を大切にするという意味合いができていないことが多い時期です。歯でも他の体の組織でも自分の体を大切にする、健康を大切にすることは時間的にも経済的にも大きな効果があると思います。	1	<p>【今後の取組の参考】</p> <p>乳幼児期及び学齢期の歯及び口腔の健康づくりは、第10条に規定しております。いただいたご意見を参考に、具体的な歯科保健対策を「健康づくり推進プラン」や今後策定する「健康づくり推進実施計画」に反映させていきたいと考えます。</p>
12		2021年2月～3月に実施した「学校健診後治療調査」では、要受診とされたにもかかわらず歯科の未受診率は63.7%と、とりわけ高いことがわかりました。その理由は「保護者の理解、無関心」「共働き」「ひとり親家庭」が多いことです。未受診の家庭と子どもには社会的、経済的な困難性があると考えられ、公的な支援が必要です。県として健診後の追跡調査をして実態を把握するとともに、きめ細かい対応、背景にある貧困と格差の是正を視野に入れた対策を求めます。	1	<p>【今後の取組の参考】</p> <p>本条例では、前文や第1条の基本方針に「全ての県民が、その居住する地域にかかわらず、年齢、性別、心身の状態その他の事業に応じて、適切な歯科保健医療サービスの提供を受けることができる体制を整備し、県・市町、歯科保健関係者、教育保育関係者、福祉関係者、食育関係者、事業者、医療保険者その他の関係者が相互に連携を図りながら」と表記しているように、関係者が連携し社会的、経済的に困難な者を含む、全ての県民に対する歯科保健対策として、取り組んで参りたいと考えております。</p> <p>いただいたご意見について、条例15条の「実態調査」や今後策定する「健康づくり推進実施計画」の参考にするなど、学齢期の歯科保健対策を推進して参ります。</p>
13		学校歯科健診で不正咬合など矯正治療が必要と診断された際の治療について、保険が適用されない場合が多くあります。矯	1	<p>【今後の取組の参考】</p> <p>高額医療、医療費の負担の軽減は歯科治療に限らず全ての疾患等に関する課題であることから、歯の矯</p>

		<p>正治療費は高額であるため、治療できない家庭の子どもも見受けられます。治療が必要とされた矯正治療については保険収載されるべきであり、同様の主旨の請願が衆議院厚生労働委員会で採択されています(2021年6月16日)保険の拡充が実施されるまでの間、県独自に助成を行うことを求めます。</p>		<p>正治療に特化した対策として実施することについては、今後も検討が必要と考えます。</p> <p>子どもの健全な歯と口腔(顎)の発達を促す施策により、後天的な悪習癖等による不正咬合の予防に努めます。</p>
14		<p>兵庫県では現在、中学校卒業まで医療費一部負担金を無料にしている自治体は41市町のうち38市町に広がっています。窓口負担の無料化は、医療機関への受診を促す最重要政策です。県は助成対象の年齢を中学3年生まで広げたものの、0歳児以外には所得制限を設けて対象を狭めています。県の責任で、医科・歯科医療機関ともに、所得に関係なく通院・入院とも中学校卒業まで窓口負担を無料にし、高校3年生世代まで無料を目指すことを求めます。</p>	1	<p>【今後の取組の参考】</p> <p>医療費の負担の軽減は歯科治療に限らず全ての疾患等に関する課題であることから、今後も検討が必要と考えます。</p> <p>個人にも県や国にも負担となる医療費を抑制するためにも歯科疾患の予防対策として歯と口腔の健康づくりを推進します。</p>
15	第13条	<p>歯科健診なのか、歯科検診なのか。</p>	1	<p>【その他】</p> <p>健康状態を調べ指導(アドバイス)も行う健康診断の略である「健診」と、特定の病気を早期発見するための「検診」と区別しておりますが、今回の条例では「健診」で統一しております。</p>
16	その他	<p>子どもだけでなく、高齢者を含めて一部負担金は受診の妨げになっています。とりわけ歯科医療機関では一部負担金を心配して受診が遅れ、重症化するなど深刻な問題が起こっています。政府が実施を予定している2022年10月からの後期高齢者の2割化に対して、県として中止の要請を行うことを求めます。また、県として高齢期移行者助成制度を充実させ、65歳以上の高齢者は1割負担となるよう</p>	1	<p>【今後の取組の参考】</p> <p>医療費の負担の軽減は歯科治療に限らず全ての疾患等に関する課題であることから、今後も検討が必要と考えます。</p> <p>個人にも県や国にも負担となる医療費を抑制するためにも歯科疾患の予防対策として歯と口腔の健康づくりを推進します。</p>

		医療保険との差額を助成することを求めます。		
17	その他	乳幼児から高齢期まで切れ目のない歯科健診が国において提唱されています。節目健診だけでなく生涯を通じた県の施策の実施を求めます。また、歯科健診と妊婦歯科健診、口腔がん検診を県下すべての歯科医療機関において無料で受けられるようにすることを求めます。さらに、保健所に常勤の歯科医師と歯科衛生士の配置を義務付けること、県下全自治体に歯科健診・予防活動センターとなる口腔衛生センターの設置を求めます。	1	<p>【今後の取組の参考】</p> <p>生涯を通じた歯科健診の実施について、第7条2項県民の責務、第8条2項生涯にわたる歯と口腔の健康づくりにおいて、「かかりつけ歯科医を持つこと」「定期的な歯科健診の受診及び必要に応じた保健指導を受けることの促進」について、生涯を通じた歯科健診の必要性を一層啓発していきたいと考えます。</p> <p>妊婦歯科健診や口腔がん検診等については、無償化が受診率向上に繋がるのか検討が必要と考えます。</p> <p>また、歯科衛生士や歯科技工士などの歯科専門職の確保については、第4条市町の責務や第14条第2項において、「人材の確保」等の体制の整備」「養成及び資質の向上」について表記しており、今後も人材・体制整備を充実させた歯科保健対策の推進を目指して参りたいと考えます。</p>
18	その他	歯科医療の提供には、歯科医師が歯科技工士や歯科衛生士と協働することが欠かせません。なかでも、多くの歯科医療機関では歯科衛生士が不足しています。歯科技工士と歯科衛生士の就業と働く環境を後押しする公的支援する施策を求めます。	1	
19	その他	歯科衛生士が保健所や行政の取り組み、とりわけ学校や職域を通じて食べことによる健康づくりへ積極的に参加できる施策を求めます。	1	
20	その他	県民の口腔の健康増進のためには、補綴治療 入れ歯や詰め物の質の確保が欠かせず、そのためには歯科技工士の育成が求められています。しかし県内には現在、歯科技工士養成学校がありません。県内に歯科技工士養成学校を再度整備することを求めます。	1	
21	その他	歯科医療機関と歯科技工所は新型コロナウイルス感染症拡大のもとで、感染防止対策を徹底して行い、県民に歯科医療を提供しています。国に対して十分な保障を求めるとともに、県として独自の助成制度を設けること	1	

		を求めます。		
22	その他	全世代における口腔ケアを切れ間なく取り組む上で働く世代（今まで手薄になっている世代）に対しての啓発を強化して欲しいです。	1	【今後の取組の参考】 いただいたご意見については、第17条「啓発月間」の活用を含めた県民への意識の高揚など歯科保健対策全般に関する意見として、参考に致します。
23	その他	働く世代を通して妊産婦・乳幼児・学齢期・青年期・高齢期に対する健康づくりへの意識向上につながる（家族・地域へのつながり）と思います。	1	
24	その他	県民に広く周知していただきたい。	1	
25	その他	「口腔」という言葉は最近一般的になっていますが、条例をもとにした各事業でも「口腔」と言われるのでしょうか。	1	【その他】 口を構成する腔所（こうしょ）である「口腔」で表記しております。口の中だけでなく、のどもつながる機能（話す機能や食べる機能）を健康に保つことを推進するためにも「口腔」としております。
26	その他	コロナ以外の感染症も今後あるかもしれないので、「新型コロナウイルス感染症による新たな～」とせず、コロナウイルス感染症等とされるのはどうでしょうか。	1	【今後の取組の参考】 条文には「新型コロナウイルス」の表記はありませんが、県民の皆さまに分かりやすく表現するためパブリック・コメント募集のご案内には条例の制定理由として、「新型コロナウイルス感染症」について一部記載しております。 ご意見のとおり、コロナ以外の感染症も今後あるかもしれませんので、条例では「社会環境の変化」に包含して表記しております。
27	その他	背景に健康づくり推進条例から特出しするに至った具体の課題がコロナによるものでは、一時的な印象を受ける。	1	【今後の取組の参考】 歯と口腔の健康は、健やかな成長を促進し、全身の健康づくりに重要な役割を果たすことから、人生100年時代にむけて、全世代における口腔ケアの重要性が高まっています。さらに新型コロナウイルス感染症による新たな課題（歯科受診控え、職場や学校での歯みがき禁止など）が明らかになり、その対策が急務となっている今こそ、事業に携わる各関係者の連携とその責務を明確化し、すべての県民が歯科保健サービスを受けら

				れる体制を早急に整備する必要があるためです。
28	その他	読点が少なくて読みにくいです。	1	<p>【今後の取組の参考】</p> <p>法制的に記載した条例なので、読みにくいかもしれません。</p> <p>具体的な歯科保健対策については、「健康づくり推進プラン」や「健康づくり推進実施計画」に定めており、これらに基づいて具体的な施策や分かりやすい表現を意識して対応します。</p>
29	その他	健康づくり推進条例との関係性(整合性)はどのような位置づけになりますか。	1	<p>【その他】</p> <p>「健康づくり推進条例」は、理念的な条例であり、「歯と口腔の健康づくり推進条例」は、各主体の責務とともに、具体的な施策について規定し、実効性のある歯科口腔保健対策の根拠として位置づけております。</p>
30	その他	他地域にない課題や特徴などによって本条例の説得力が増すと思われる。	1	<p>【原案の趣旨に合致】</p> <p>本県で先進的に取り組んでいる「誤嚥性肺炎等を予防するための多職種連携体制の整備や地域包括ケアシステムの構築」新たに「災害や感染症に備えた体制整備と歯科保健医療サービス提供体制の確保」「広く地域住民に啓発していくための啓発月間の設定」については、他府県と比較して独自性のある内容となっているため、引き続き推進して参ります。</p>
31	その他	県民に浸透するか不安、ただ条例を制定しただけだと、興味ないと思うので、具体的なメリットが欲しい。	1	<p>【原案の趣旨に合致】</p> <p>条例制定に伴うシンポジウムや啓発月間等による啓発、さらに各関係者と連携し、各地域の課題に対応した施策を推進します。また、啓発月間の設置により、県民の歯と口腔に対する健康意識の向上や口腔ケアの実践定着にも寄与することが期待されます。</p>
32	その他	一般的に歯と口腔の健康の重要性(歯と病気の関係)は県民には知識としてないので、主旨をしっかりと伝えておくことが大切だと思います。	1	<p>【今後の取組の参考】</p> <p>いただいたご意見を参考に、歯及び口腔の健康づくりのための知識や具体的な施策については、「健康づくり推進プラン」や今後策定する「健康づくり推進実施計画」に盛り込み、</p>

				県民に主旨が伝わるよう啓発し、取り組んで参ります。
33	その他	制定趣旨に賛同	3	